

NPO物価高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の感染の拡大の影響を受け、かつ、物価の高騰により事業活動に支障が生じているNPO法人の事業活動の継続を図るため、NPO物価高騰緊急対策事業を行うNPO法人に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に掲げる特定非営利活動法人であって、県内に主たる事務所又はその他の事務所を有するものをいう。
- (2) この要綱において「NPO物価高騰緊急対策事業」とは、物価の高騰に対応した経費の削減又は寄附その他の市民からの支援の拡大をするために、緊急に行う必要がある事業をいう。

第3 補助の対象及び補助率(額)

- (1) 補助の対象
NPO物価高騰緊急対策事業に要する経費のうち、知事が別に定めるもの
- (2) 補助率(額)
ア (1)に掲げる経費の3分の2以内とし、20万円を限度とする。
イ 補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

- (1) 補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、対象経費のうち既に完了したものを申請するものとする。なお、申請者が、静岡県ふじのくに電子申請サービスを使用して行った申請は、(2)に定める書面により行われたものとみなす。
- (2) 提出書類 各1部
ア 交付申請書（様式第1号）
イ 事業実績書（様式第2号）
ウ 収支決算書（様式第3号）
エ 誓約書（様式第4号）
オ その他知事が必要と認める書類
- (3) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の決定

知事は、交付申請書等を受理したときは、当該申請を審査し、補助金の交付決定または不交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の決定後、補助金の趣旨に該当しない事実や交付申請の内容と異なる事実、又は対象要件に該当しない事実が判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、補

助金の全部又は一部を返還させることができること。

- (2) 知事は、事業の円滑かつ確実な遂行を図るため、申請者に対し、事業の遂行状況等について検査を実施したり、報告を求めることがあり、申請者はこれに従わなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械、器具その他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて（3）の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第7 交付の確定等

知事は、第5の交付の決定とともに交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第5号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書が到達した日から起算して5日を経過した日まで

第9 返還

補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて返還させることとする。

第10 加算金及び延滞金

- (1) 第6の(1)の規定により補助金の交付の決定を取り消された者は、補助金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 補助金の交付の決定を取り消された者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付の決定を取り消された者の納付した金額が、返還の請求を受けた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還の請求を受けた補助金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- (5) 知事は、(1)又は(2)の規定による加算金又は延滞金の納付について、やむを得ない事情があると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消された者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月13日から施行し、令和4年度分の補助金に適用する。

NPO物価高騰緊急対策事業費補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響を受け、かつ、物価の高騰により事業活動に支障が生じていることから、令和4年度においてNPO物価高騰緊急対策事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

申請者 { 主たる事務所の所在地
〒
法人名
代表者役職氏名

【補助金の額】

交付申請額	必須	円
-------	----	---

【基本情報】

法人設立登記年月日	必須	年 月 日
消費税関係（いずれか）	必須	①免税事業者又は簡易課税事業者 ・ ②それ以外
責 任 者	役職・氏名	必須
	連絡先電話番号	必須
担 当 者	役職・氏名	必須
	連絡先電話番号	必須
	メールアドレス	任意
静岡県内の事務所の所在地 ※主たる事務所が静岡県外の法人のみ	該当法人のみ 必須	〒 静岡県

【振込先口座〔必須〕（法人名義の口座に限ります）】

振込先金融機関名	本・支店名
銀行・信金・農協 労金・信組	本店 支店
口座種別（普通・当座のいずれか）	口座番号
普通 当座	
口座名義人（カナ）	

法人名 _____

事業実績書

【交付要件の詳細確認】

1	法人の事業活動において、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の影響を受けている具体的な内容を記載してください〔必須〕。
2	法人の事業活動において、物価の高騰により支障が生じている具体的な内容を記載してください〔必須〕。

【取組概要】

取組の中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び物価高騰の影響への対策として工夫したことを具体的に記載してください。なお、令和4年3月31日以前から同様の取組をしている場合は、従前の取組との比較して、客観的に認められる程度の改善や拡充等がされていることが分かるように記載してください。〔必須〕

1 コスト削減の取組（有・無）	
目的・狙い	
内容・成果	
2 支援者拡大の取組（有・無）	
目的・狙い	
内容・成果	

法人名 _____

収支決算書

1 収入の部（補助事業に係る収入を記載）

科目	内容	金額	備考
		円	
合計（A）		円	

※ 収入の部の（A）と支出の部の（B）は一致させること。

2 支出の部（補助事業に係る支出を記載）

コスト削減 又は 支援者拡大	品名又は契約名 数量	契約 (発注) 日	納品日 又は 完了日	支払日	金額	備考
					円	
計（a）					円	
上記のうち控除する消費税額（b）※					円	
対象経費（a - b = B）					円	

※原則として、（b）には消費税額を記入いただき、消費税額を控除した額を補助対象経費とします。なお、例外として、消費税の免税事業者又は簡易課税事業者である法人は、（b）に0円と記入して消費税額を控除しないことができます。ただし、状況の変化により消費税の仕入控除税額が発生した場合に、様式第6号による報告及び補助金返還が必要になることがあります。

【申請額の算定】

対象経費（B）	×	補助率	=	算定基礎額
円		2 / 3		円

↓

申請額 (算定基礎額の千円未満切捨・上限 200,000 円)	円
------------------------------------	---

誓約書

私は、NPO物価高騰緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という）の申請にあたり、以下の内容について誓約します。この誓約に反していることが判明した場合は、補助金の申請の取り下げ、補助金の返還等に応じるとともに、不正受給が明らかとなった場合には、当方の法人名等の情報が公表され、加算金及び延滞金を支払うことに同意します。また、誓約に反したことにより生じた損害については、当方が一切の責任に応じるものとします。

- 1 交付要件を全て満たしていることを確認しました。また、申請書及び提出書類の内容に虚偽や不正はありません。
- 2 補助金の申請にあたり提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。
- 3 関係書類の追加提出の求め、申請内容に関する聴取や調査があった場合は、これに応じます。申請書類の補正等について知事が定める期間以内に是正しない場合若しくは3日間（ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日を除く）連絡が取れない場合又は申請に必要な書類が揃っていない場合は、不交付決定となることに同意します。
- 4 申請した経費について、国、都道府県、市町村、民間その他の機関から補助金、助成金、給付金を申請・受給している経費や、委託を受けている業務に直接関わる経費は含んでいません。
- 5 申請日時時点で法人として活動しています。また、本補助金の交付を受けた後も、活動を継続します（する意思があります）。
- 6 直近1年間において、都道府県税を滞納していません。
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 8 静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等が、法人の活動に参画しておらず、かつ将来にわたっても参画しません。
- 9 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察、保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 10 提出書類に係る取引内容が確認できる帳簿書類（日付、取引先、取引内容、取引金額が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等）及び通帳等の証拠書類を書面又は電磁的記録により5年間保存します。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

所在地

法人名

代表者役職氏名

※ 所在地、法人名、代表者役職氏名は、以下のいずれかにより記入してください。

- ① 法人の代表者がすべて自署
- ② ゴム印等で記名し、代表者印を押印

請求書

金 円

ただし、令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けたNPO
物価高騰緊急対策事業の補助金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

静岡県知事 様

主たる事務所の所在地

〒

法人名

代表者役職氏名

請求書発行責任者役職氏名

請求書発行責任者連絡先

担当者役職氏名

担当者連絡先

消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

申請者

主たる事務所の所在地

〒

法人名

代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けたNPO物価高騰緊急対策事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

①補助金の確定額	必須	令和 年 月 日付け 第 号による確定通知額	
	必須	円	
②補助金の交付申請時に減額した消費税仕入控除税額等	必須	円	
③消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	必須	円	
④補助金返還相当額（③－②）	必須	円	
責 任 者	役職・氏名	必須	
	連絡先電話番号	必須	— —
担 当 者	役職・氏名	必須	
	連絡先電話番号	必須	— —
	メールアドレス	任意	@